



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1242	公共測量の実施	(技術調査課).....	1
1243	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
1244	道路の供用開始	(").....	2
1245	道路の区域変更	(").....	2
1246	道路の供用開始	(").....	2
1247	道路の区域変更	(").....	3
1248	道路の供用開始	(").....	3
1249	道路の区域変更	(").....	3

*1250 和歌山県スポーツ賞規程(昭和37年和歌山県告示第125号)の一部改正 (教育委員会)..... 4

○ 選挙管理委員会告示

111	政治団体の届出事項の異動の届出	4
112	政治団体の解散の届出	4
113	政治団体の収支報告書の要旨	4
114	資金管理団体の指定の取消しの届出	5

告 示

和歌山県告示第1242号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業期間 平成23年11月14日から平成24年3月24日まで
- 3 作業地域 有田市全域

和歌山県告示第1243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
-----	------	-------	----	----

		メートル	メートル	
海南市上谷字中曽704番4地先から同市上谷字中曽697番2地先まで	旧	3.40 } 12.29	187.10	
同上	新	30.72 } 50.95	190.00	

和歌山県告示第1244号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字中曽704番4地先から同市上谷字中曽697番2地先まで

供用開始の期日 平成23年12月2日

和歌山県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市隅田町山内字鍛冶屋垣内424番地先から同市隅田町山内字平山901番地先まで	旧	3.85 } 9.34	108.60	
同上	新	5.15 } 10.89	110.17	

和歌山県告示第1246号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

道路の種類 県道

路線名 山内恋野線

供用開始の区間 橋本市隅田町山内字鍛冶屋垣内424番地先から同市隅田町山内字平山901番地先まで

供用開始の期日 平成23年12月2日

和歌山県告示第1247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市大野中字芝崎934番1地先から同市大野中字宮ノ後945番4地先まで	旧	7.58) 9.74	116.80	
同上	新	18.00) 23.34	114.18	

和歌山県告示第1248号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市大野中字芝崎934番1地先から同市大野中字宮ノ後945番4地先まで

供用開始の期日 平成23年12月2日

和歌山県告示第1249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市稲成町字別庄2726番地先 から同市稲成町字馬場平731番1 地先まで	旧	5.70 } 5.70	25.70	別庄橋 L=25.70

和歌山県告示第1250号

和歌山県スポーツ賞規程（昭和37年和歌山県告示第125号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第5条中「表彰は」の次に「、別に定める基準に従い」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
自由民主党かつら ぎ町支部	会計責任者	田和弘満	前田佳昭	平成 23. 11. 8	政党	

和歌山県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
いちごいち会	竹内功	平成 23. 10. 21	平成 23. 10. 21
小佐田昌計後援会	門三佐博	平成 23. 10. 31	平成 23. 10. 31

和歌山県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

(単位:円)

いちごいち会

資金管理団体の届出をした者の氏名 竹内 功
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 23.10.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小佐田昌計後援会

報告年月日 23.10.31

1 収入総額	1,200,000
本年收入額	1,200,000
2 支出総額	1,152,546
3 本年收入の内訳	
寄附	1,200,000
個人分	1,200,000
4 支出の内訳	
経常経費	400,962
光熱水費	33,634
備品・消耗品費	79,540
事務所費	287,788
政治活動費	751,584
組織活動費	751,584
5 寄附の内訳	
(個人分)	
小佐田 昌計	1,200,000 かつらぎ町

和歌山県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
竹内功	和歌山市議会議員	いちごいち会	和歌山市太田30-4	竹内功	平成23.10.21